

訴訟進行に関する照会書

東京地方裁判所民事第 16 部

本件の円滑な進行を図るため、下記の照会事項に御回答の上、早急に当部に提出されるよう御協力ください（ファクシミリも可）。

なお、御回答いただいた書面は、本件の訴訟記録につづり込むこととなります。

(照会事項)

1 郵便による訴状送達の可能性

- 被告の住所地に、平日、本人又は同居者・事務員がいる
- 被告の住所地に、休日の方が、本人又は同居者・事務員がいる
- 被告の住所不明ということで、公示送達になる見込み

2 被告の就業場所について

- 判明している ()
- 調査したが分からない 調査未了

3 被告の欠席の見込み ある ない 不明

4 被告との事前交渉 ある ない

5 被告との間の別事件の有無

- ある (裁判所名 裁判所
事件番号 平成・令和 年 () 第)
- ない

6 事実に関する争い ある ない

7 和解について

- 条件次第である (別紙参照)
- 全く考えていない

8 その他、裁判の進行に関する希望等、参考になることがあれば自由に記入してください

この欄には書き切れないため、別紙をご参照願います。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

令和元年12月13日

回答者 半澤一宣

電話番号 - -

令和元年（ワ）第33338号

訴訟進行に関する照会書・別紙

半澤一宣（自筆署名）

7. 和解について

被告らが、新幹線列車内の喫煙ルームの全廃（閉鎖）を「何年何月までに実施する」との期限を明示した上で社会に公表してからであれば、和解に応じても構いません。但し、

明示した期限が公表当日から6ヶ月以上先だったり（注）

期限を明示しなかったり

公表を拒んだり

するようであれば、和解には応じられません。

注：JRグループが共同で運用している「マルス」という座席予約システムでは、喫煙ルームが設置されている列車については、喫煙ルームに近い一部の席を別枠扱いとして喫煙者の利便を図っています。

被告らが、列車内の喫煙ルームを全廃する際には、この別枠も廃止する必要があります。

ここで、マルスが座席の予約を受け付けるのは、一般客については乗車日の1ヶ月前からですが、修学旅行などの団体客については6ヶ月前からとされています。

ですから、上記の喫煙ルーム近くの別枠を廃止するには、6ヶ月の準備期間が必要となります。

これが に記した「6ヶ月」の根拠です。

8. その他（自由記述欄に書き切れないこと）

(1) 私は、8月6日の「のぞみ138号」に乗務していた■■■主任車掌を証人として法廷に呼び出し、以下のことを尋問したいと考えております。

（ホームページでは質問予定項目の掲載を省略）

(2) 喫煙ルームの存在が三次喫煙被害を誘発している問題については、書証として提出した禁煙推進学術ネットワーク名義の要望書を作成した、産業医科大学（福岡県北九州市）健康開発科学研究室の大和浩（やまと・ひろし）教授から、ぜひ意見書を提出又は出廷して詳細を説明したい旨の内諾を得ております。但し多忙を極めているため、出廷する場合は早めに日程調整の連絡をいただきたいとのことでした。

以上